

議案第7号

日野町課設置条例の一部改正について

日野町課設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月4日提出

日野町長 塔 田 淳 一



## 日野町課設置条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

- (1) 農林業及び商工業に関する事務に観光に関する事務を加え、産業の一体的な活性化に資するため、関係する事務を産業振興課に集中する。
- (2) 「きらり日野町創生戦略」を総括し、新しい創成戦略を策定するにあたり、企画部門の事務事業をスリム化する。
- (3) 生活環境の一層の推進を図るため、建設水道課が担当する事務、環境保全、廃棄物処理、簡易水道事業、公共下水道事業、除雪対策などに交通安全対策を加える。

### 2 改正内容

企画政策課の所管する「交通安全に関すること」「観光の振興に関すること」をそれぞれ建設水道課と産業振興課に所管替えする。

### 3 附則

平成31年4月1日より施行

日野町課設置条例の一部を改正する条例  
日野町課設置条例(昭和34年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務分掌) 第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 総務課     (1)～(13) 略 企画政策課     (1)～(9) 略     (10) 交通政策に関すること。     (11)～(13) 略  住民課     (1)～(7) 略 健康福祉課     (1)～(12) 略 産業振興課     (1)～(9) 略     (10) <u>観光の振興に関すること。</u>     (11) 雇用促進及び企業誘致に関すること。 建設水道課     (1)～(12) 略     (13) <u>交通安全に関すること。</u></p>	<p>(事務分掌) 第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 総務課     (1)～(13) 略 企画政策課     (1)～(9) 略     (10) <u>交通政策及び交通安全に関すること。</u>     (11)～(13) 略     (14) <u>観光の振興に関すること。</u>  住民課     (1)～(7) 略 健康福祉課     (1)～(12) 略 産業振興課     (1)～(9) 略      (10) 雇用促進及び企業誘致に関すること。 建設水道課     (1)～(12) 略</p>

附 則  
この条例は、平成31年4月1日から施行する。